

# Weekly Report

第637日号  
令和4年2月7日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp  
http://www.szk-accounting.jp/

## 医療費控除に関する注意点

医療費控除は、1年間に本人又は生計を一にする親族のために支払った医療費が10万円(総所得金額等が200万円未満の方は、その5%)を超える場合に、その超えた金額(最高200万円)を所得控除できる制度です(セルフメディケーション税制との選択適用)。適用を受けるには「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付する必要があります。

### ◆医療費控除を適用する際の注意点等

◎対象となる医療費……医師等による診察・治療の費用のほか、入院した際の部屋や食事代、交通機関を利用した通院費、治療に必要な医薬品の購入費、介護に係る一定の費用などが対象となり、病気予防や健康維持などを目的とした費用は対象外です。

◎医療費を補填する保険金等……保険金等の補填される金額がある場合は、対象の医療費から差し引きます(保険金等が支払った医療費を超える場合、他の医療費から差し引く必要はありません)。

◎保険適用外の自由診療の費用……保険適用に関

わらず治療目的であれば対象ですが、一般的な治療費を著しく上回る場合や、美容目的などは対象外です。

◎未払いの医療費……その年中に実際に支払われた金額に限られるため、未払いの医療費は対象外です。

◎クレジットカードで医療費を支払った場合……カード会社の引き落とし日ではなく、病院等への支払いを精算した年の医療費控除となります。

◎医療費通知を添付する場合……保険組合等が発行する医療費通知(医療費のお知らせなど)を添付する場合は、明細書の記入を省略できますが、通知に記載されていない期間の医療費や、通院費、保険適用外の医療費などは記入する必要があります。

## 簡易の方法による申告・納付期限の延長

オミクロン株の感染拡大を踏まえ、令和3年分確定申告の期限までに申告等が困難な方は、本年4月15日までの間、簡易な方法で申告・納付期限の延長申請ができます(延長申請書の提出不要)。

簡易な方法による延長は、申告書を提出する際に申告書の余白(e-Taxの場合は所定の欄)に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載することで申告・納付期限の延長が認められます。

なお、この取扱いは、本年1月以降に申告等の法定期限を迎える手続きが対象となります(本年4月16日以降に期限の延長申請を行う場合は延長申請書の提出が必要)。

## 協会けんぽの令和4年度保険料が決定

中小企業等が加入する協会けんぽ(全国健康保険協会)の令和4年度の健康保険料率及び介護保険料率が決定し、本年3月分(4月納付分)から適用されます。

都道府県ごとに設定されている健康保険料率については全支部で改定となり、引上げが29県、引下げが18都道府県です。

また、40歳～64歳までの方(介護保険第2号被保険者)が負担する全国一律の介護保険料率は、1.64%(現行1.80%)に引下げとなります。